

公益社団法人砂防学会学術国際交流積立金規程

(通 則)

第1条 この法人の事業を適正かつ厳正に運営するため、学術国際交流事業積立金（以下「積立金」という。）を設ける。

(目 的)

第2条 この積立金は、その他の固定資産の内に設定し、(公社)砂防学会が主催または共催する国際シンポジウム等の開催資金として使用することを目的とする。

(積立計画)

第3条 開催する国際シンポジウム等ごとに理事会で認められた見積額を計画的に積み立て、管理するものとする。

(積立金限度額)

第4条 前号の積立金の積み立て限度額は1千万円とする。

(積立金の管理方法)

第5条 この積立金は、銀行預金等の方法により会長が管理・保管する。

(処分の制限)

第6条 この積立金は、この法人の事業遂行上、やむを得ない事情が生じたとき、それぞれ理事会及び総会において、理事現在数及び出席正会員の3分の2以上の議決を経て処分することができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

- 1) 本規程は平成23年5月19日より施行する。
- 2) 公益社団法人に名称変更（平成25年4月1日）